別表第１

|  |  |
| --- | --- |
| 行為 | 図書 |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | 付近見取図、平面図、断面図、現況写真 |
| 木竹の伐採 | 付近見取図、計画図、現況写真 |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | 付近見取図、計画図、現況写真 |

別表第２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 行為 | 図書 | |
| 種類 | 記載すべき事項等 |
| 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 | 付近見取図 | 当該敷地の周辺状況を表示する任意の図面 |
| 配置図 | 敷地境界及び建築物の位置を表示する図面（縮尺200分の1以上） |
| 立面図 | 建築設備及び工作物並びに外部仕上げ及び色彩を明記した図面（縮尺100分の1以上） |
| 現況写真 | 行為地及び周辺の状況を示すカラー写真 |
| 建築物の色彩の変更 | 付近見取図 | 当該敷地の周辺状況を表示する任意の図面 |
| 配置図 | 敷地境界及び建築物の位置を表示する図面（縮尺200分の1以上） |
| 立面図 | 建築設備及び工作物並びに外部仕上げ及び色彩を明記した図面（縮尺100分の1以上） |
| 現況写真 | 行為地及び周辺の状況を示すカラー写真 |
| 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 | 付近見取図 | 当該敷地の周辺状況を表示する任意の図面 |
| 配置図 | 敷地境界及び建築物の位置を表示する図面（縮尺200分の1以上） |
| 立面図 | 建築設備及び工作物並びに外部仕上げ及び色彩を明記した図面（縮尺100分の1以上） |
| 現況写真 | 行為地及び周辺の状況を示すカラー写真 |
| 開発行為 | 付近見取図 | 当該敷地の周辺状況を表示する任意の図面 |
| 平面図 | 変更前及び変更後の土地の形状がわかるもの |
| 断面図 | 変更前及び変更後の土地の形状がわかるもの |
| 現況写真 | 行為地及び周辺の状況を示すカラー写真 |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | 付近見取図 | 当該敷地の周辺状況を表示する任意の図面 |
| 平面図 | 変更前及び変更後の土地の形状がわかるもの |
| 断面図 | 変更前及び変更後の土地の形状がわかるもの |
| 現況写真 | 行為地及び周辺の状況を示すカラー写真 |
| 木竹の植栽又は伐採 | 付近見取図 | 当該敷地の周辺状況を表示する任意の図面 |
| 計画図 | 木竹の位置及び伐採の区域がわかるもの |
| 現況写真 | 行為地及び周辺の状況を示すカラー写真 |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | 付近見取図 | 当該敷地の周辺状況を表示する任意の図面 |
| 計画図 | 物品の集積又は貯蔵の位置・面積及び高さがわかるもの  遮へい物の位置、種類、構造及び規模  隣接する道路の位置及び幅員 |
| 現況写真 | 行為地及び周辺の状況を示すカラー写真 |

別表第3

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 行為 | | 対象地域 | 届出を要する行為の規模 | |
| 建築物 | 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは、模様替え又は色彩の変更 | 景観形成重点地区 | ・延べ床面積10㎡以上の新築、増築、改築若しくは移転  ・さらに前記の規模で外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更部分が見付面積（※1）の半分以上となるもの | |
| その他 | ・最高部の高さ（建物の敷地からの高さ）が13ｍ以上又は延べ床面積500㎡以上の新築、増築、改築若しくは移転  ・さらに前記の規模で外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更部分が見付面積の半分以上となるもの | |
| 工作物 | 工作物の新設、増設、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 | 全域共通 | 煙突・排気塔 | 高さ6ｍを超えるもの |
| 送電用鉄塔、電波塔、その他これらに類するもの | 高さ15ｍを超えるもの |
| 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、その他これらに類するもの |
| 装飾塔、記念塔、その他これらに類するもの | 高さ4ｍを超えるもの |
| 高架水槽、冷却塔、物見塔、サイロ、その他これらに類する物 | 高さ8ｍを超えるもの |
| 石油・ガスタンク |
| 擁壁 | 高さ5ｍを超えるもの |
| 太陽光発電設備 | 土地に自立して設置する場合で、モジュールの設置面積の合計が1,000㎡を超えるもの |
| 開発行為 | 建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更 | 景観形成重点地区 | 開発面積が1,000㎡以上の全ての開発行為 | |
| その他 | 開発面積が3,000㎡以上の全ての開発行為 | |

※1：見付面積とは、建築物の各面を正面から見た時に見える面積（水平・鉛直投影面積）のこと。

※2：都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為とする。